

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や区民、事業者の生活を 支えるための区の主な取組状況について

1 感染拡大防止のための主な取組

(1) 在宅要介護者緊急支援一時支援事業

在宅で高齢者を介護している家族が新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」といいます。）に感染し、濃厚接触者となった要介護者が自宅に取り残されてしまった場合や、ひとり暮らし等の要介護者が濃厚接触者となった場合に、要介護者の状況に合わせ、生活に必要なサービスが受けられるよう、支援体制を整備します。

◆事業内容

- ・在宅生活の支援（介護保険制度の上限を超えてサービスが必要になる場合などに区独自の制度でヘルパーを派遣。配食サービスの上限を超えて必要に応じ1日3食までの食事を提供。）
- ・施設入所による支援（在宅生活が困難な場合に特別養護老人ホームへの一時的な入所により必要なサービスを提供）
- ・入院の支援（医療機関に入院となる場合の入院費用を区が負担）
- ・要介護者の搬送支援（施設や医療機関への搬送費用を区が負担）
- ・介護事業所に協力金を支給（濃厚接触者にサービスを提供する介護事業所に、訪問介護事業所15万円、居宅介護支援事業所3万円の協力金を支給）

◆実施開始日 12月1日から

(2) 高齢者施設等におけるPCR検査支援事業

高齢者施設等が当該管理者の判断で、入所者や利用者、職員に対しPCR検査を希望する場合、区が委託する港区医師会及び検査機関によるPCR検査を実施します。

緊急時や高齢者施設等が新規入所者、在宅の介護保険・障害者福祉サービス利用者のPCR検査に要した経費を補助します（※2万円または検査費用4/5のいずれか低い額、対象は本年7月1日以降に実施したものを含む）。

◆実施期間 12月21日から令和3年3月31日まで

(3) 新型コロナウイルス感染症対策居所提供事業

感染症に両親（ひとり親家庭の場合はその親）や在宅で障害者の介助を行っている家族が感染し入院又は宿泊施設での療養が必要な場合の、同居する子どもの居場所の確保や残された障害者を介助するための宿泊施設を提供しています。

◆利用実績（12月2日現在）

6世帯8人	(内訳)	1世帯2人（きょうだい）	6泊7日
		1世帯1人	5泊6日
		1世帯1人	6泊7日（障害児）※
		1世帯1人	7泊8日

1世帯1人 6泊7日

1世帯2人(きょうだい) 6泊7日

※障害児は、障害保健福祉センター内で受け入れています。それ以外はホテルです。

(4) 私立認可保育園等における保健衛生用品等の購入等支援

私立認可保育園等における感染症の感染拡大防止を図るため、保健衛生用品の購入や感染対策の徹底に要する経費を補助します(※私立認可保育園等100万円/園・10/10補助、認可外保育施設50万円/園・10/10補助)。

(5) 区有施設等におけるA I非接触型検温器等の活用

区有施設等における感染症の感染拡大を防止し、利用者の安全・安心を確保するため、非接触型体温計やA I非接触型検温器の配備、活用を進めています。

(6) 妊産婦等へのマスクの提供

感染症の感染予防を徹底するとともに、安心して出産や育児に臨めるよう、区内在住の妊産婦等にマスクを提供しています。

◆実績(12月2日現在)

提供枚数	窓口配付: 106,450枚 郵送配付: 242,400枚
------	----------------------------------

(7) 私立幼稚園における保健衛生用品等の購入等支援

私立幼稚園における感染症の感染拡大防止を図るため、保健衛生用品の購入や感染対策の徹底に要する経費を補助します(※100万円/園・10/10補助)。

2 区民、事業者の生活を支えるための主な取組

(1) 港区新型コロナウイルス感染症対策町会等関係団体活動応援金支給事業

町会・自治会等の関係団体が、感染症の感染拡大の影響で自粛していた地域活動を安全で安心して維持・継続していくための対策に係る経費を支給しています。

◆受付期間 6月1日から令和3年2月28日まで

◆実績(12月2日現在)

	町会・自治会	関係団体	合計
対象団体	238団体	77団体	315団体
支給団体	232団体	68団体	300団体
支給金額	1,930万円	680万円	2,610万円

(2) 新型コロナウイルス感染症対策特別融資あっせん

感染症の感染拡大の影響を受けている区内中小企業の資金繰りを支援するため、貸付期間中の利子及び本融資に伴う信用保証料を全額補助する、区独自の特別融資あっせんを実施しています。

区内中小企業から区に寄せられる相談や申請の状況を踏まえると同時に、感染症による社会経済活動への影響の長期化を見据え、8月31日までとしていた申請期間を令和3年3月31日まで延長しています。

◆申請期間 3月4日から令和3年3月31日まで

◆実績（12月2日現在）

あっせん金額（件数）	316億9,464万円（6,514件）
融資実行金額（件数）	208億9,795万円（4,501件）

(3) コロナに負けるな！ものづくり・商業・観光応援金

感染症の感染拡大や感染防止に向けた行動自粛に伴い、地域のにぎわいに不可欠な港区商店街連合会、港区産業団体連合会及び一般社団法人港区観光協会に加盟する店舗や事業所の経営が悪化していることを受け、各団体の活動が引き続き維持・継続できるよう、コロナに負けるな！ものづくり・商業・観光応援金を支給しました。

◆申請期間 5月29日から9月30日まで

◆実績（12月2日現在）

交付決定団体	64団体
交付決定金額	9,550万円

※ 全ての対象団体に対し、支給完了済

(4) オーナー向けテナント賃料支援事業

感染症の感染拡大の影響を受けているテナントと賃貸人（オーナー）の経営基盤を維持するため、店舗、事務所等の賃料を減額している賃貸人に対して、減額した賃料の一部を補助しました。

◆申請期間 6月1日から9月15日まで

◆実績（12月2日現在）

申請受理件数	970件（2,201物件）
交付決定件数	929件（2,049物件）
交付決定金額	3億7,151万1,000円

(5) テイクアウト・デリバリー・通信販売導入商店街店舗応援事業

感染症の感染拡大の影響を受けている区内商店街店舗を支援するため、令和2年4月1日以降、新たにテイクアウト・デリバリー・通信販売を始める際に必要な経費の一部を補助しています。

◆申請期間 5月27日から令和3年1月31日まで

◆実績（12月2日現在）

申請受理件数	46件
交付決定件数	46件
交付決定金額	2,196万4,000円

(6) 中小企業テレワーク支援事業

中小企業等における感染症の感染拡大の防止等の対策として、令和2年4月1日以降、新たにテレワークを導入する際に必要な経費の一部を補助しています。

補助金額	補助対象経費の1/2（100万円を限度）
対象経費	設備・備品購入費、クラウドサービス利用料等（3か月を限度）

◆申請期間 7月15日から令和3年3月15日まで

※9月25日以降、募集を休止中。令和3年1月中旬から募集を再開予定。

◆実績（12月2日現在）

申請受理件数	40件
交付決定件数	40件
交付決定金額	1,605万3,000円

(7) 区内共通商品券の発行支援

感染症の感染拡大の影響を受けている区内商店街の消費喚起と区民生活を支援するため、令和2年10月に発行したプレミアム付き区内共通商品券（以下「商品券」という。）の発行支援を実施し、さらに、令和3年2月に商品券の追加発行支援を実施します。

◆発行概要

	令和2年10月発行分	令和3年2月発行分
発行金額	10億円	10億円
プレミアム率	共通券（全ての店舗等で使用可能）：20% 限定券（小規模店舗等で限定使用）：30%	共通券：20% 限定券：30%
購入対象者	どなたでも	区民

(8) VISIT MINATO応援キャンペーンの実施

感染症の影響により、大きな打撃を受けた区内観光需要を喚起するため、観光客等が区内観光施設等や MINATO フラッグ店でキャッシュレス決済を利用した際に、利用額の50%を利用者へポイント還元する事業を実施しています。

◆事業開始日 10月21日

※ 東京都の営業時間短縮要請に合わせ、11月28日から12月17日まで(予定)、キャンペーンを一時停止としています。

◆キャンペーン対象事業者数（12月2日現在）

カテゴリー	数
観光施設	25
舟運・交通	11
美術館	4
水族館	1
宿泊施設	47
旅行代理店	1
MINATO フラッグ店	198
合計	287

※ 大型商業施設は、カテゴリー『観光施設』で1事業者としてカウントしています。

※ キャンペーン再開後、対象事業者数を拡充する予定です。

(9) 高齢者買い物支援事業

感染症により、外出して買い物することに不安を感じるおおむね70歳以上の高齢者を対象に、自宅に居ながら食料品や日用雑貨を調達することができるよう、買い物を代行するサービスを提供しました。

都内の感染者数の増加に伴い、期間を8月1日から3か月延長して実施しました。

◆実施期間 6月1日から10月31日まで

◆実績

6月分	利用人数 484人、延べ利用件数 2,428件
7月分	利用人数 503人、延べ利用件数 2,782件
8月分	利用人数 466人、延べ利用件数 2,493件
9月分	利用人数 461人、延べ利用件数 2,539件
10月分	利用人数 466人、延べ利用件数 2,612件
合計	延べ利用件数 12,854件

(10) 高齢者エアコン購入費助成

感染症の影響により、高齢者がこれまで以上に外出を控え、自宅で過ごす機会が増えることが想定されることから、熱中症及び感染症において、重症化するリスクの高い高齢者が、夏の間、安心して在宅生活を送ることができるよう、経済的な理由でエアコンが設置できない高齢者世帯を対象に、エアコン購入費の助成事業を実施します。

◆事業期間 令和3年1月15日から令和3年3月31日まで

(11) 介護事業所・障害福祉サービス等事業所の家賃助成

感染症の影響により、収入が減少している区内の介護事業所及び障害福祉サービス等事業所に対し、家賃を助成しました。

◆申請期間 6月1日から10月15日まで

(介護事業所の家賃助成については、8月1日から対象要件の一部を変更しました。)

◆実績 (12月2日現在)

介護事業所	支出済：12事業所 支出済額：498万8,000円
障害福祉サービス等事業所	支出済：15事業所 支出済額：660万3,000円

(12) 住居確保給付金の支給

離職、又はやむを得ない休業等により経済的に困窮している状態であって、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を失った方もしくは失う恐れのある方に住宅費を支給するとともに、港区生活・就労支援センターによる就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けて支援しています。

4月30日から、感染症対策の特例として、ハローワークへの登録や求人申込が不要となるなど、要件の一部が緩和されており、区は、引き続き、国の基準に基づく支援を継続します。

◆申請期間 4月20日から令和3年3月31日まで

◆実績 12月2日現在、申請・支給件数は1,149件、
支給総額は388,276,910円

(13) 国民健康保険における感染症に係る傷病手当金の支給

感染症に感染し、又は感染が疑われ、その療養のために仕事を休まざるをえなくなり、給与の全部又は一部を受けることができなくなった方に、傷病手当金を支給しています。

◆申請受付開始日 4月24日から

◆実績 12月2日現在申請・支給件数は4件、支給総額は513,422円

(14) 後期高齢者医療制度における感染症に係る傷病手当金の支給

感染症に感染し、又は感染が疑われ、その療養のために仕事を休まざるをえなくなり、給与の全部又は一部を受けることができなくなった方に、傷病手当金を支給しています。

◆申請受付開始日 6月1日から

◆実績 12月2日現在、港区民の支給決定はありません。

◆その他 申請受付及び決定については、東京都後期高齢者医療広域連合が実施

(15) 緊急児童居場所づくり事業

当初、小学校の臨時休業中に、学童クラブに登録していない児童の中にも、保護者の就労により自宅で過ごすことが困難な状況があることから、区立小学校の図書室や校庭、体育館を活用した居場所の提供を行いました。

現在は、放課GO→事業を当分の間休止しているため、その再開までの間、緊急児童居場所づくり事業を継続実施し、学童クラブとは別に安全安心な子どもの居場所を確保しています。

◆実施期間 3月9日から放課GO→再開（時期未定）までの間

◆実績 延べ14,713人が利用（12月2日現在）

(16) エンジョイ・ディナー事業

感染症の感染拡大に伴う経済的影響の大きい、ひとり親家庭等の生活再建が進むよう、家計や家事の負担を軽減し、親子が団らんして栄養バランスの取れた夕食（お弁当）の機会を提供しています。

◆お弁当配布期間 7月13日から12月25日まで（土・日・祝日除く113日間）
当初は10月9日で終了を予定していましたが、ひとり親家庭の現状を考慮し、12月25日まで延長し、53日分追加しました。
引き続き情報収集し、今後の支援策を早急に検討してまいります。

◆実績（11月30日現在）

登録者数	555世帯（内、障害等を理由に自宅配送をしている世帯は26世帯登録）
配布実績	69,411個（内、障害等を理由に自宅配送をしている世帯には3,745個配布）

(17) 子育て世帯への臨時特別給付金

感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当（特例給付を除く）を受給する世帯へ児童1人当たり1万円を臨時給付金として支給しています。

◆実施開始日 5月12日から

◆実績

公務員以外	12月2日現在 10,721世帯（15,874人）に支給
公務員	7月1日 申請書の受付開始 12月2日現在 664世帯（1,104人）に支給

(18) ひとり親世帯臨時特別給付金

感染症の影響による経済的困窮への支援として、児童扶養手当受給世帯（低所得のひとり親世帯）と感染症の影響により家計が急変したと申請があったひとり親世帯に対し、一世帯5万円、第2子以降一人につき3万円の給付金を支給しています。（基本給付）

加えて、児童扶養手当受給世帯（低所得のひとり親世帯）のうち、収入減と申請があった者に対し、さらに、一世帯5万円の給付金を支給します。（追加給付）

◆実施期間 7月3日から12月28日消印有効まで

◆実績

基本給付 (児童扶養手当受給者)	12月2日現在 868世帯(1,211人)に支給
基本給付 (家計急変者等)	8月11日対象世帯(264世帯)に申請書送付 12月2日現在 79件 4,930,000円
追加給付	8月11日対象世帯(787世帯)に申請書送付 12月2日現在 527件 26,350,000円

(19) 新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業

感染症による経済的影響への対策として、児童扶養手当受給世帯に対し、食料品など生活必需品を24点掲載した「ひとり親家庭支援カタログ」を送付しました。

カタログが送付された者は、24点から4点を選び(1万円相当)、申込ハガキ又は、専用webサイトより申込み、自宅に注文商品が届きます。

◆発送開始日 7月30日

◆実績(12月2日現在)

カタログ発送件数	1,003件
----------	--------

(20) 特別定額給付金の支給

5月22日から全世帯に対し申請書の郵送を開始し、5月25日から8月25日までの期間、申請を受け付けました。

◆期間及び実績(12月2日現在)

	オンライン	郵送	合計
受付期間	5月1日から 8月25日まで	5月25日から 8月25日まで	
申請済み世帯数 (申請率:97.7%)	14,221件	132,128件	146,349件
給付処理済世帯数 (申請に対する給付率:99.9%)	14,220件	132,067件	146,287件

(対象世帯数:149,745件)

(21) 港区商品券特別給付事業

感染症の影響により、区民全体に予期せぬ出費が増加するなど、日常生活に与える経済的影響は大きく、その中でも収入への影響を受けやすい非課税世帯の家計を応援するとともに、区内商店街をはじめとする地域経済の活性化につなげるため、新たな生活応援施策として「港区商品券特別給付事業」を実施します。

◆対象世帯

令和2年1月1日から基準日(令和2年11月19日)まで引き続き区に住民登録が

ある住民税非課税者のみで構成される世帯

※ 住民税非課税者世帯のうち、別世帯の課税者に扶養されている者及び生活保護受給者等がいる世帯は対象外とします。

◆対象世帯数

約28,000世帯

(内訳) 単身世帯：約22,000世帯 2人以上の世帯：約6,000世帯

◆給付物及び給付相当額

① 給付物

区内共通商品券

② 給付相当額

単身世帯 : 20,000円分

2人以上の世帯：30,000円分

(22) 区ホームページ上でのAIチャットボットによる自動応答

区民、区内事業者等の感染症に対する不安を軽減するとともに、感染症に関する問合せに対して一日24時間無休で回答できるようにするため、3月26日から運用しているAIチャットボットによるサービスを継続しています。

◆実績(12月2日現在)

利用者数	延べ19,111人
------	-----------

(23) 「みなと新型コロナ対策宣言店」ステッカーの配布

事業活動に深刻な影響が及んでいる区内事業者を支援するため、また、区民や港区を訪れる人が安心してお店を利用できるよう、「みなと新型コロナ対策宣言店」ステッカーを作成し、区内事業者に配布しています。

対象者	区内に店舗を設置するすべての事業者で、次の感染防止対策を、事業者自ら実施していることを宣言すること。 (1) 従業員、利用者に手洗いや手指消毒、マスクの着用の徹底を図っている。 (2) 座席位置の工夫、床への目印の表示など対人間隔の確保を行っている。 (3) 密閉、密集、密接を避けるため、定期的な換気や入場者数の制限等を行っている。 (4) 複数の人が触れる場所などをこまめに清掃、消毒している。 (5) 従業員の検温や体調確認を徹底し、体調不良者は業務に就かせない。 また、熱がある人の利用は遠慮いただくよう取り組んでいる。 (6) 区の感染症対策研修(※)を受講している。 ※ 区ホームページでオンラインによる感染症対策動画の視聴
配布方法	区内各商店街を通じて配布するほか、各総合支所協働推進課の窓口で配布しています。また、区ホームページからダウンロードして利用することもできます。

◆配布開始 7月31日から

◆実績(12月2日現在)

商店街	2,957枚
事業者団体等	825枚

各協働推進課、保健所、防災課窓口	339枚
合計	4,121枚

3 幼稚園・小中学校における主な取組

(1) 区立小・中学校における双方向のオンライン学習の環境の整備

区立小・中学校では、10月末までに児童・生徒に一人一台のタブレット端末の配備を完了しました。現在、この端末で、すべての児童・生徒に発行しているMicrosoftアカウントを使用してTeamsによる双方向のオンライン学習を行うことができるようになっています。

また、12月中旬以降は、タブレット端末を原則として毎日、自宅に持ち帰ることにより、いつでも学校と家庭がオンラインでつながることができる環境となります。

◆これまでに実施してきた取組

6月～7月 Teamsを活用したオンラインによる取組の各学校における施行実施

9月以降 タブレット端末活用に関する月2回の教員向け研修実施

10月以降 タブレット端末の授業における活用

児童・生徒一人ひとりのMicrosoftアカウントを発行

12月中旬 1人1台の端末活用に関する保護者向けリーフレット配布